

令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格審査

「コンプライアンスの取組」問答集

(令和4年12月22日作成)

県営建設工事競争入札参加資格審査について、コンプライアンスの取組(伝達研修の実施)に係る質問のうち主なものを掲載しておりますので、必要に応じて御活用ください(内容は2年前の問答集と同様のものです)。

Q1 研修は、自社独自の内容で行って構わないのか？

⇒A1 コンプライアンス(法令遵守)の内容であれば、独自に行って構いません。

Q2 研修対象者が「従業員」ということは、役員を含まれないという理解でよいのか？

⇒A2 役員の研修参加は任意とします。ただし、役員は研修内容を理解していただきますようお願いいたします。

Q3 全員に受講させなくてはならないのか？

⇒A3 やむを得ない事情を除き、全員受講が必須です。

なお、やむを得ない事情とは、病気休暇、育児休業等、業務に従事できない職員がいる場合を指します。

Q4 研修の時間、回数について基準が示されていない。

⇒A4 特に設定しておりません。貴社にとって必要な時間、回数で行ってください。

Q5 一度に全員を参加させることが難しいが、全員参加させなければならないのか？

⇒A5 時間・距離等で一度の研修が困難であれば、複数回に分けて実施してください。なお、講師は同一人でなくても構いません。

Q6 これまで複数回、社内で独自に継続的にコンプライアンス研修を行っているが、全て資料等を提出する必要があるのか？

⇒A6 原則1回分の内容に係る資料の提出で結構です。

なお、コンプライアンスは、継続的に学習していただくべきものであり、貴社の姿勢は大変素晴らしいものです。

Q 7 従業員の職種によって内容を変えてもよいのか？ 同一の内容にしなければならないのか？

⇒A 7 職種によって異なる内容で実施していただいても構いません。
会社の規模等によって状況は異なると思いますので、貴社及び従業員にとって有益となる研修を行ってください。

Q 8 研修模様を撮影した写真の提出は必要か？

⇒A 8 必要ありません。次第、名簿、資料(抜粋)を提出してください。

Q 9 同一の研修内容を複数回実施した場合、添付書類は回数分必要なのか？

⇒A 9 次第、資料は1回分で構いません。参加者名簿は複数回分提出してください。

Q10 独禁法の内容でなければならないのか？

⇒A10 独禁法以外の内容でも構いません。

Q11 どのような研修内容を行えばよいのか？

⇒A11 あくまで一例ですが、次のような内容を想定しています。
独禁法、公益通報制度、元下関係、暴力団対策、建設業法、安全確保(労災)、
近隣トラブル、ハラスメント、安全管理 等

Q12 研修内容によって上位等級への格付が認められないことはあるのか？

⇒A12 コンプライアンスとは関係のない内容と認められる場合、又は、定めている
期限(令和3年2月1日～令和5年1月31日)に実施していないと認められる
場合、上位等級への格付は認められません。

Q13 セミナー等で受講した内容により伝達研修を従業員全員に行う場合、全ての内容を研修させなければならないのか？

⇒A13 コンプライアンスとは全く関係のない内容等が含まれている場合、当該部分
を除いた研修を行っていただいても構いません。

Q14 社内イントラネットを利用して研修すべき内容を周知することができるが、それをもって研修として構わないのか？

⇒A14 集合研修が原則ですが、工事現場が広範囲に複数箇所ある等、全員が集合して
研修を行うことが困難である場合は可とします。ただし、全員が内容を確認
していることが条件となります。資格審査申請時には全員が内容を確認したこ
とが分かるよう、書類を整えて提出してください。